

第 7 4 5 号
平成28年 8 月10日 発行

天理市公報

発行 天 理 市
編集 総務部総務課

目 次

規 則	番号	頁数
・天理市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則	29	2
・天理市互助会規則の一部を改正する規則	30	2
・障害福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部を改正する規則	31	2
・天理市事務分掌規則の一部を改正する規則	32	7
告 示	番号	頁数
・放置自転車等の保管について	235	7
・違反広告物の保管について	236	8
・公示送達について	237	8
・公示送達について	238	8
・放置自転車等の保管について	239	8
・放置自転車等の保管について	240	9
・放置自転車等の保管について	241	9
・放置自転車等の保管について	242	10
・放置自転車等の保管について	243	10
・公示送達について	244	10
・放置自転車等の保管について	245	11
・放置自転車等の保管について	246	11
・放置自転車等の保管について	247	12
・放置自転車等の保管について	248	12
・放置自転車等の保管について	249	12
・放置自転車等の保管について	250	13
・放置自転車等の保管について	251	13
・放置自転車等の保管について	252	14
・放置自転車等の保管について	253	14
・放置自転車等の保管について	254	14
・放置自転車等の保管について	255	15
・放置自転車等の保管について	256	15
・放置自転車等の保管について	257	16
・放置自転車等の保管について	258	16
・公示送達について	259	17
・公示送達について	260	17
・放置自転車等の保管について	261	17

・放置自転車等の保管について	262	17
・放置自転車等の保管について	263	18
・放置自転車等の保管について	264	18
・放置自転車等の保管について	265	19
・放置自転車等の保管について	266	19
・放置自転車等の保管について	267	20
・放置自転車等の保管について	268	20
・放置自転車等の保管について	269	20
・放置自転車等の保管について	270	21
・放置自転車等の保管について	271	21
・放置自転車等の保管について	272	22
・放置自転車等の保管について	273	22
・公示送達について	274	22
・放置自転車等の保管について	275	23
・公示送達について	276	23
・放置自転車等の保管について	277	23
・放置自転車等の保管について	278	24
公 告	番号	頁数
・一般競争入札について	34	24
・一般競争入札について	35	27
・農用地利用集積計画について	36	30
・天理市農業振興地域整備計画の変更について	37	30
・一般競争入札について	38	30
・指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について	39	33
教育委員会	番号	頁数
・定例教育委員会の招集について	11	34
農業委員会	番号	頁数
・農業委員会の招集について	8	34
公営企業	番号	頁数
・平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について【公告】	24	34
・一般競争入札について【公告】	25	35
・天理市指定給水装置工事事業者の指	10	37

定について【告示】			・天理市指定下水道工事店の指定につ		
・一般競争入札について【公告】			いて【告示】		
			28 40		
・平成28年度下水道事業受益者負担金					
賦課対象区域について【公告】					

規 則

(平成28年 7 月25日 掲 示 済)

天理市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第29号

天理市市民カードの交付等に関する規則の一部を改正する規則

天理市市民カードの交付等に関する規則（平成18年 9 月天理市規則第17号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「接続された」の次に「本市が設置する」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

(平成28年 7 月25日 掲 示 済)

天理市職員互助会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第30号

天理市職員互助会規則の一部を改正する規則

天理市職員互助会規則（昭和46年 7 月天理市規則第13号）の一部を次のように改正する。

第 7 条ただし書を削る。

第11条第 1 項中「、子、祖父母若しくは兄弟姉妹」を「若しくは子」に改め、同項第 3 号を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の天理市職員互助会規則の規定は、平成28年 7 月 1 日から適用する。

(平成28年 7 月25日 掲 示 済)

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 7 月25日

天理市長 並 河 健

天理市規則第31号

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の一部を改正する規則

障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則（昭和52年 3 月天理市規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号から第 9 号までを次のように改める。

(4) 障害児福祉手当・特別障害者手当 認定通知書（様式第 4 号）

(5) 障害児福祉手当・特別障害者手当 認定請求却下通知書（様式第 5 号）

(6) 障害児福祉手当・特別障害者手当（福祉手当） 支給停止・支給停止解除通知書（様式第 6 号）

(7) 障害児福祉手当・特別障害者手当（福祉手当） 被災非該当通知書（様式第 7 号）

(8) 障害児福祉手当・特別障害者手当（福祉手当） 資格喪失届（様式第 8 号）

(9) 障害児福祉手当・特別障害者手当（福祉手当） 資格喪失通知書（様式第 9 号）

第 3 条中「土曜日、日曜日」を「日曜日、土曜日」に改める。

様式第 4 号（裏面）中「8 月11日から 9 月10日」を「8 月12日から 9 月11日」に改める。

様式第 6 号から様式第 9 号までを次のように改める。

様式第 6 号（第 2 条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当
（福祉手当）

支給停止
支給停止解除

通知書

氏 名	
住 所	天 理 市
（支給停止） （支給停止解除）の理由	
（支給停止） （支給停止解除）の期間	年 月 から 年 月 まで

障害児福祉手当
あなたの特別障害者手当
（福祉手当）

については、上記のとおり、支給停止
支給停止解除

で通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

- ◎ 支給停止の措置を受けた場合で、翌年8月以降について手当の支給を受けることを希望するときは、翌年8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

様式第7号（第2条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 被災非該当通知書
(福祉手当)

氏 名	
住 所	
被災状況非 該当の理由	

年 月 日付けで被災状況書の提出がありましたが、上記のとおり
支給停止を解除することに該当しませんので通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月
以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この
処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができま
せん。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日か
ら起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者
は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この
処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することがで
きません。

年 月 日

天理市社会福祉事務所長



様

- ◎ 翌年8月以降について再び 障害児福祉手当 を受けようとするときは、翌年の
特別障害者手当 (福祉手当)
8月12日から9月11日の間に所定の書類により所得状況届を提出してください。

様式第 8 号 (第 2 条関係)

障害児福祉手当
特別障害者手当 資格喪失届
(福 祉 手 当)

(ふりがな)			
受給者の氏名		個人番号	
受給者の住所	天 理 市		
受給資格がなくなった理由	1 障害年金等を受けるようになった。 (種類)		
	2 施設に入所した。 (種類)		
	3 病院・診療所に 3 月以上継続して入院するに至った。		
	4 障害の程度が特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第 1 条に掲げる障害の状態に該当しなくなった。		
	5 その他 ()		
上記の理由が発生した日	年 月 日		

上記のとおり、障害児福祉手当
特別障害者手当 を受ける資格がなくなりましたので届け出ます。
(福祉手当)

年 月 日

氏 名

印

天理市社会福祉事務所長 様

◎ 裏面の注意をよく読んでから記入してください。

(裏面)

- 1 「受給資格がなくなった理由」の欄は、該当する番号を○で囲むとともに () 内にその内容を具体的に記入してください。
- 2 受給者が死亡したときは、この届ではなく、戸籍の届出をしなければならない人に、受給者の死亡届を出していただくことになります。

様式第9号（第2条関係）

障害児福祉手当
特別障害者手当 資格喪失通知書
(福祉手当)

氏 名	
住 所	
受給資格がなくなった理由	
受給資格がなくなった日	年 月 日

上記のとおり、障害児福祉手当
特別障害者手当 (福祉手当) の受給資格がなくなりましたので通知します。

この処分に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、奈良県知事に対して審査請求をすることができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができません。

この処分の取消しを求める訴え（取消訴訟）は、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、天理市を被告として（訴訟において天理市を代表する者は天理市長となります。）、提起することができます。

ただし、この通知書を受けた日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、取消訴訟を提起することができません。

年 月 日

様

天理市社会福祉事務所長

印

附 則
(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の規定に基づき作成されている通知書等の用紙で残部のあるものについては、改正後の障害児福祉手当及び特別障害者手当等事務取扱規則の規定にかかわらず、必要な調整をして使用することができる。

(平成28年 7 月29日 揭示済)

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成28年 7 月29日

天理市長 並 河 健

天理市規則第32号

天理市事務分掌規則の一部を改正する規則

天理市事務分掌規則（平成 9 年 3 月天理市規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条市長公室の項中

「総合政策課 企画政策係 行政経営係 ファシリティマネジメント係」 を
「総合政策課 企画政策係 行政経営係 ファシリティマネジメント係」 に
天理駅前広場コフフン準備室 天理駅前広場コフフン準備係

改める。

第 4 条の 2 企画政策係の項中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第10号までを 1 号ずつ繰り上げ、同条に次の 1 項を加える。

- 2 天理駅前広場コフフン準備室の事務分掌は、次のとおりとする。

天理駅前広場コフフン準備係

- (1) 天理駅前広場の管理及び使用許可に関すること。
- (2) 天理駅前広場における事業の企画及び関係団体等との調整に関すること。

附 則

この規則は、平成28年 8 月 1 日から施行する。

告 示

(平成28年 7 月 6 日 揭示済)

天理市告示第235号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月 6 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月 6 日
- 3 移動対象区域
近鉄・J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月 6 日から平成28年 9 月 4 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- 6 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 移動・保管費用（1 台につき）
 - ア 移動費 2,050 円
 - イ 保管費 1,020 円（ただし、移動日から14日以内は無料）
- 7 連絡先

天理市自転車等保管施設 電話 0743-62-7778
 天理市総務部地域安全課 電話 0743-63-1001

(平成28年 7 月 6 日 掲 示 済)

天理市告示第236号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第8条の規定により、下記のとおり違反広告物を保管したので告示する。

平成28年 7 月 6 日

天理市長 並 河 健

整理 番号	名 称	種 類	数 量	設置場所	除却日	保管開始日	保管場所
1	不動産 (090-5641-1620)	立看板	1	櫛本町	H28. 7. 4	H28. 7. 4	市役所 地下駐車場
2	不動産 (090-5641-1620)	立看板	1	指柳町			
3	不動産 (090-5641-1620)	立看板	1	前裁町			

連絡先 天理市建設部まちづくり計画課

0743-63-1001（内線330）

(平成28年 7 月 7 日 掲 示 済)

天理市告示第237号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 7 月 7 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 7 月 7 日 掲 示 済)

天理市告示第238号

公示送達について

平成28年度納税通知書（固定資産税・都市計画税）を郵送したが、その郵送を受けるべき者の住所及び居所が明らかでないため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があれば、いつでも交付する。

平成28年 7 月 7 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに送達があったものとみなす。

(平成28年 7 月 7 日 掲 示 済)

天理市告示第239号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月 7 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月 7 日から平成28年 9 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月 7 日揭示済)

天理市告示第2 4 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月 7 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月 7 日
 - 3 移動対象区域
天理市丹波市町 9 番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月 7 日から平成28年 9 月 6 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月 8 日揭示済)

天理市告示第2 4 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月 8 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月 8 日
- 3 移動対象区域
天理市柳本町8 1 1番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 7 月 8 日から平成28年 9 月 7 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年 7 月 8 日揭示済）

天理市告示第242号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月 8 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年 7 月 8 日

3 移動対象区域

天理市田部町517番地先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 7 月 8 日から平成28年 9 月 7 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年 7 月 8 日揭示済）

天理市告示第243号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月 8 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 7 月 8 日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 7 月 8 日から平成28年 9 月 7 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

(平成28年 7 月 8 日 掲 示 済)

天理市告示第244号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 7 月11日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

（注意） 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、掲示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 7 月11日 掲 示 済)

天理市告示第245号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月11日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月11日から平成28年 9 月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月11日 掲 示 済)

天理市告示第246号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月11日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月11日
- 3 移動対象区域
天理市三島町514番地1先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月11日から平成28年 9 月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年 7 月12日 揭示済）

天理市告示第247号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 7 月12日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成28年 7 月12日から平成28年 9 月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年 7 月12日 揭示済）

天理市告示第248号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月12日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年 7 月12日

3 移動対象区域

天理市西井戸堂町469番地 3 先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

（1） 返還期間

平成28年 7 月12日から平成28年 9 月10日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

（2） 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

（以下 略）

（平成28年 7 月13日 揭示済）

天理市告示第249号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月13日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月13日から平成28年 9 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月13日揭示済)

天理市告示第2 5 0号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月13日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月13日
 - 3 移動対象区域
天理市長柄町1849番地 2 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月13日から平成28年 9 月11日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月14日揭示済)

天理市告示第2 5 1号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月14日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月14日
- 3 移動対象区域
天理市南六条町1 7 9番地 1 先放置禁止区域外
- 4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 7 月14日から平成28年 9 月12日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 7 月14日揭示済)

天理市告示第252号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月14日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 7 月14日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 7 月14日から平成28年 9 月12日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年7月15日揭示済)

天理市告示第253号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月15日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。

2 移動日

平成28年 7 月15日

3 移動対象区域

近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 7 月15日から平成28年 9 月13日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 7 月15日揭示済)

天理市告示第254号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月15日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町568番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月15日から平成28年 9 月13日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月15日揭示済)

天理市告示第255号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月15日
 - 3 移動対象区域
天理市樺本町2426番地 1 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月15日から平成28年 9 月13日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月15日揭示済)

天理市告示第256号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月15日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年 7 月15日
 - 3 移動対象区域
天理市櫟本町2375番地 5 先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月15日から平成28年 9 月13日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月19日揭示済)

天理市告示第257号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月19日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月19日から平成28年 9 月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月19日揭示済)

天理市告示第258号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月19日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月19日
- 3 移動対象区域
天理市川原城町278番地先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月19日から平成28年 9 月17日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年 7 月20日 揭示済)

天理市告示第259号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 7 月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 7 月20日 揭示済)

天理市告示第260号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及び天理市税賦課徴収条例（昭和29年 7 月天理市条例第30号）第18条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市税務課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 7 月20日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 地方税法第20条の2の規定により、公示送達をした日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 7 月20日 揭示済)

天理市告示第261号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月20日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月20日
- 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間

- (1) 返還期間
平成28年 7 月20日から平成28年 9 月18日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年 7 月21日 揭示済)

天理市告示第262号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月21日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月21日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月21日から平成28年 9 月19日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月22日 揭示済)

天理市告示第263号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月22日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月22日から平成28年 9 月20日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月22日 揭示済)

天理市告示第264号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月22日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日

平成28年 7 月22日

- 3 移動対象区域
天理市樋町3 7 8番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月22日から平成28年 9 月20日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月25日揭示済)

天理市告示第2 6 5号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月25日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月25日
 - 3 移動対象区域
近鉄・ J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月25日から平成28年 9 月23日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月27日揭示済)

天理市告示第2 6 6号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 7 月27日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 7 月27日
- 3 移動対象区域
近鉄・ J R 天理駅周辺自転車等放置禁止区域
- 4 保管場所
天理市田井庄町6 7 1番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月27日から平成28年 9 月25日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第1 7 8号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年 7 月28日 揭示済)

天理市告示第267号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月28日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月28日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月28日から平成28年 9 月26日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 7 月29日 揭示済)

天理市告示第268号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 7 月29日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 7 月29日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 7 月29日から平成28年 9 月27日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月 1 日 揭示済)

天理市告示第269号

天理市自転車等駐車場条例（平成13年 9 月天理市条例第31号）第13条第1項の規定により、有効期限を過ぎて放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条第2項の規定により告示する。

平成28年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 撤去理由
自転車等駐車場内に有効期限を過ぎて放置されていたため。

- 2 移動日
平成28年 7 月29日
- 3 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 8 月 1 日から平成29年 1 月31日まで
 - (2) 返還時間
自転車等駐車場の営業時間
- 4 返還時に必要なもの
 - (1) 印鑑及び自転車等のかぎ並びに住所及び氏名を確認できるもの（運転免許証・学生証・保険証等）
 - (2) 延滞期間に応じた駐車料金
- 5 連絡先
ミディ総合管理（株） 電話 06－4399－9088
天理市総務部地域安全課 電話 0743－63－1001

（平成28年 8 月 1 日揭示済）

天理市告示第270号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 8 月 1 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 8 月 1 日から平成28年 9 月30日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- （以下 略）

（平成28年 8 月 1 日揭示済）

天理市告示第271号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 8 月 1 日
- 3 移動対象区域
天理市樺本町356番地 2 先放置禁止区域外
- 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
- 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 8 月 1 日から平成28年 9 月30日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

- (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
(以下 略)

(平成28年 8 月 2 日 揭示済)

天理市告示第272号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 8 月 2 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 8 月 2 日から平成28年10月 1 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月 2 日 揭示済)

天理市告示第273号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第2項及び第3項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 2 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 8 月 2 日
 - 3 移動対象区域
天理市石上町568番地先放置禁止区域外
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地 1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 8 月 2 日から平成28年10月 1 日まで（毎月第 2・4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月 3 日 揭示済)

天理市告示第274号

公示送達について

下記の書類を郵送したが、その送達を受けるべき者の住所及び居所が不明のため送達することができないので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第143条の規定により、次のとおり公示送達をする。
なお、この公示送達に係る関係書類は、当市介護福祉課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申

出があればいつでも交付する。
平成28年 8 月 3 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 介護保険法第143条の規定により、公示送達した日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

(平成28年 8 月 3 日 揭示済)

天理市告示第275号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 3 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
 - 2 移動日
平成28年 8 月 3 日
 - 3 移動対象区域
近鉄・JR天理駅周辺自転車等放置禁止区域
 - 4 保管場所
天理市田井庄町671番地1
天理市自転車等保管施設
 - 5 返還期間及び返還時間
 - (1) 返還期間
平成28年 8 月 3 日から平成28年10月2日まで（毎月第2・4土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
 - (2) 返還時間
天理市自転車等保管施設の営業時間
- (以下 略)

(平成28年 8 月 5 日 揭示済)

天理市告示第276号

公示送達について

下記書類の送達を受けるべき者の住所及び居所が明らかでなく、又は外国においてすべき送達につき困難な事情があるため、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第78条の規定により準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により、次のとおり公示送達をする。

なお、この公示送達に係る関係書類は、本市保険医療課で保管し、送達を受けるべき者からの交付の申出があればいつでも交付する。

平成28年 8 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

送達を受けるべき者の住所及び氏名並びに送達する書類名 略

(注意) 国民健康保険法第78条の規定により準用する地方税法第20条の2第3項の規定により、揭示を始めた日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなされます。

(平成28年 8 月 5 日 揭示済)

天理市告示第277号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第12条の規定により自転車等放置禁止区域内に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第1項の規定により告示する。

平成28年 8 月 5 日

天理市長 並 河 健

- 1 移動理由
自転車等放置禁止区域内に放置されていたため。
- 2 移動日
平成28年 8 月 5 日
- 3 移動対象区域

近鉄・J R天理駅周辺自転車等放置禁止区域

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 8 月 5 日から平成28年10月 4 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

(平成28年 8 月 5 日揭示済)

天理市告示第278号

天理市自転車等の放置防止等に関する条例（平成13年 9 月天理市条例第30号）第13条第 2 項及び第 3 項の規定により自転車等放置禁止区域外に放置されていた自転車等を次のとおり移動し、保管したので、同条例第14条第 1 項の規定により告示する。

平成28年 8 月 5 日

天理市長 並 河 健

1 移動理由

自転車等放置禁止区域外の公共の場所において放置されていた自転車等に警告札を取り付けたが、なお一定期間放置されていたため。

2 移動日

平成28年 8 月 5 日

3 移動対象区域

天理市長柄町2092番地 6 先放置禁止区域外

4 保管場所

天理市田井庄町671番地 1

天理市自転車等保管施設

5 返還期間及び返還時間

(1) 返還期間

平成28年 8 月 5 日から平成28年10月 4 日まで（毎月第 2 ・ 4 土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(2) 返還時間

天理市自転車等保管施設の営業時間

(以下 略)

公 告

(平成28年 7 月20日揭示済)

天理市公告第34号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成28年 7 月20日

天理市長 並 河 健

第 1 競争入札に付する事項等

(1) 工 事 名 道路改良工事 別所丹波市線（H27）、（H28）、林道豊田線

(2) 工事場所 天理市 豊田町 地内

(3) 工事概要 道路改良工事 別所丹波市線（H27）

施工延長 L = 120m

土工 1 式

残土処理（小路） V = 6980m³残土処理（高取） V = 1000m³擁壁工 V = 132.4m³

P L 擁壁工 L = 20m

函渠工 L = 44.0m

仮設工 1 式

道路改良工事 別所丹波市線（H28）

施工延長 L = 38.0m

- | | | |
|--|------------------|------------------------|
| | 土工 | 1 式 |
| | 残土処理 | V = 7860m ³ |
| | 吹付法枠 | A = 870m ² |
| | 法面吹付け | A = 50m ² |
| | アンカー工 | N = 34本 |
| | 鉄筋挿入溝 | N = 150本 |
| | 道路改良工事 林道豊田線開設工事 | |
| | 工事延長 | L = 195m |
| | 土工 | N = 1 式 |
| | 張出床板 | L = 36m |
| | 補強土壁 | A = 222m ² |
| | 舗装工 | A = 315m ² |
- (4) 工 期 道路改良工事 別所丹波市線 (H27)
平成29年 2 月28日まで
道路改良工事 別所丹波市線 (H28)
平成29年 3 月31日まで
道路改良工事 林道豊田線開設工事
平成29年 3 月31日まで
- (5) 予定価格 141,338,520円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 125,449,560円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) そ の 他 本入札は、次の①、②ならびに③の工事を1つの工事として合併して入札する
ものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。
①道路改良工事 別所丹波市線 (H27)
②道路改良工事 別所丹波市線 (H28)
③道路改良工事 林道豊田線開設工事

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)から(3)に掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 本市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成28年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士(建設部門、農業部門(選択科目を「農業土木」とするものに限る。)、森林部門(選択科目を「森林土木」とするものに限る。)、水産部門(選択科目を「水産土木」とするものに限る。))又は、総合技術監理部門(選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。))の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8555

天理市川原城町605番地
天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
② 提出場所 第3(1)に同じ。
③ 提出部数 各1部
④ 提出方法 持参すること。
⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
(2) 場 所 第3(1)に同じ。
(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
② 質問書提出場所 第3(1)に同じ
③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
(2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所 総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
(2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
(2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
① 入札保証金 免除
② 契約保証金 契約保証金額は第1(7)①、②ならびに③の各々について、請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

(2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表 (入札日程)

道路改良工事 別所丹波市線 (H27)、(H28)、林道豊田線	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年 7 月20日 (水) から 平成28年 8 月 2 日 (火) まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年 7 月20日 (水) から 平成28年 8 月 2 日 (火) まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロードできます。
質問書の提出期限	平成28年 8 月 4 日 (木) まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年 8 月10日 (水)
質問書への回答日	平成28年 8 月10日 (水)
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年 8 月22日 (月)
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年 8 月25日 (木)
入札書到着期限日	平成28年 8 月29日 (月)
開札の日時	平成28年 8 月30日 (火) 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成28年 8 月30日 (火) 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成28年 7 月21日揭示済)

天理市公告第35号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年 7 月21日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 山の辺第一工区 河川・橋梁上部工整備工事及び区画道路整備工事（6-11号線外）
- (2) 工事場所 天理市 田部町 地内
- (3) 工事概要 橋梁上部工整備工事

プレテンション方式P C単純床板橋

	橋長	8.4m
舗装工	A =	57m ²
河川整備工事（河 - 2）		
アンカー式空石積工	L =	56m
取付護岸工	L =	11m
区画道路整備工事		
U型側溝	L =	112m
土留型自由勾配側溝	L =	43m
重力式擁壁工	L =	21m
舗装工	A =	775m ²
街渠工	L =	46m
街区整備工事		
敷地造成工	A =	3718m ²
擁壁工	L =	107m

- (4) 工 期 平成29年 3 月24日まで
 (5) 予定価格 62,670,240円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
 (6) 最低制限価格 55,352,160円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書（様式第1号）を提出している土木工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。）を有するもの）であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
 - ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
 - ④ 天理市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において土木一式工事の格付がA1等級ならびにA等級に位置づけされている者であること。
 - ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、天理市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
 - ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
 - ⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。
 - ⑧ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
- ① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。
 - ② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。
 - ③ 監理技術者にあつては、「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
 〒632-8555
 天理市川原城町605番地
 天理市役所 総務部総務課 入札審査室
 電話番号 0743-63-1001 内線 332
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

- (1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3（1）に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
 - ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 第3（1）に同じ。
- (3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。
 - ① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 質問書提出場所 第3（1）に同じ
 - ③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。
- (4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

- (1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。
- (2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。
- (3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。
- (4) 競争参加資格者が入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

- (1) 到 着 期 限 日 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 入札書の送付先 日本郵便(株) 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

- (1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- (2) 場 所 天理市川原城町605番地
天理市役所3階334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。
落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金
 - ① 入札保証金 免除
 - ② 契約保証金 契約保証金額は請負金額の10分の1以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第13条に規定する契約書に定めるとおりとする。
- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争参加資格がない者のなした入札、第6に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室
電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

山の辺第一工区 河川・橋梁上部工整備工事及び区画道路整備工事（6 - 11号線外）	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年 7 月21日（木）から 平成28年 8 月 2 日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年 7 月21日（木）から 平成28年 8 月 2 日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年 8 月 4 日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年 8 月10日（水）
質問書への回答日	平成28年 8 月10日（水）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年 8 月22日（月）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年 8 月25日（木）
入札書到着期限日	平成28年 8 月30日（火）
開札の日時	平成28年 8 月31日（水）午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成28年 8 月31日（水）午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

（平成28年 8 月 1 日揭示済）

天理市公告第36号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により公告する。

平成28年 8 月 1 日

天理市長 並 河 健

なお、その関係書類を天理市環境経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。

（平成28年 8 月 3 日揭示済）

天理市公告第37号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定めた天理農業振興地域整備計画は、同法第13条の規定に基づき変更したので、同条第 4 項において準用する同法第12条第 1 項の規定に基づき公告し、当該変更後の農業振興地域整備計画書の写しを同法第13条第 4 項において準用する同法第12条第 2 項の規定に基づき、次のとおり縦覧に供する。

平成28年 8 月 3 日

天理市長 並 河 健

1. 変更後の農業振興地域整備計画書写しの縦覧場所

天理市役所環境経済部農林課 天理市川原城町605番地

（平成28年 8 月 4 日揭示済）

天理市公告第38号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の 5 第 2 項及び第167条の 6 第 1 項の規定により公告する。

平成28年 8 月 4 日

天理市長 並 河 健

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 道路改良工事 北大路線 (H27)、(H28)、小路南池
- (2) 工事場所 天理市 小路町 地内
- (3) 工事概要 道路改良工事 北大路線 (H27)
- 工事延長 L = 71m
- 擁壁工 L = 71m
- 函渠工 L = 24m
- 道路改良工事 北大路線 (H28)
- 工事延長 L = 2 2 3m
- 道路部 土工 1 式
- 擁壁工 L = 78.5m
- 側溝 L = 1 8 0m
- 管渠 L = 60m
- ため池部 土工 1 式
- 制波工 A = 5 5 0㎡
- 洪水吐 1 式
- 中樋工 1 式
- 道路改良工事 小路南池 (単独)
- 工事延長 L = 223m
- 土工 1 式
- 擁壁工 L = 20m
- 積ブロック A = 4 0 5㎡
- ガードレール L = 1 9 1m
- 底樋工 1 式
- 仮設工 1 式
- (4) 工 期 道路改良工事 北大路線 (H27)
- 平成29年 2 月28日まで
- 道路改良工事 北大路線 (H28)
- 平成29年 3 月31日まで
- 道路改良工事 小路南池 (単独)
- 平成29年 3 月31日まで
- (5) 予定価格 1 2 5 , 7 0 0 , 1 2 0 円
- (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 最低制限価格 1 1 1 , 4 2 4 , 6 8 0 円
- (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (7) そ の 他 本入札は、次の①、②ならびに③の工事を 1 つの工事として合併して入札するものであり、その落札者と各工事について契約を締結する。
- ① 道路改良工事 北大路線 (H27)
- ② 道路改良工事 北大路線 (H28)
- ③ 道路改良工事 小路南池 (単独)

第2 競争参加資格

- (1) 天理市に対して本市建設工事執行規則第5条に規定する建設工事入札参加資格申請書(様式第1号)を提出している土木工事の資格を有する建設業者(市内に本店又は営業所(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであって、かつ、当該営業所が本市に対する入札参加資格を有する者に限る。)を有するもの)であって、次の(2)か(3)に掲げる条件を全て満たし、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けたものであること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- ② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
- ③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書(審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7ヶ月前までの直近のもの)における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
- ④ 本市が平成28年7月1日に発表した建設工事請負業者格付表(平成28年度)において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
- ⑤ 本競争入札参加資格確認時点及び本件の開札日までの間において、本市より入札参加停止措置を受けていない者であること。
- ⑥ 本工事の仕様書に対する質問を、書面(様式は自由とする。以下「質問書」という。)により提出

した者であること。

⑦ 本市に対して不誠実な行為のない者であること。

⑧ 他詳細は、入札説明書による。

(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。

① 一級土木施工管理技士もしくは一級建設機械施工技士、技術士（建設部門、農業部門（選択科目を「農業土木」とするものに限る。）、森林部門（選択科目を「森林土木」とするものに限る。）、水産部門（選択科目を「水産土木」とするものに限る。）又は、総合技術監理部門（選択科目が建設部門に係るもの、「農業土木」、「森林土木」又は「水産土木」とするものに限る。）の資格を有する者。又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者。

② 入札の申し込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者。

③ 監理技術者にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習修了証」の交付を受けている者。

第3 入札手続等

(1) 担当部課

〒632-8555

天理市川原城町605番地

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

(2) 入札説明書の交付期間及び場所

① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 交付場所 (1)に同じ。

第4 競争参加資格の確認等

本競争の参加希望者は、第2に掲げる競争資格を有することを証明するため、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料を下記のとおり提出し、市長から競争参加資格のあることの確認を受けなければならない。

(1) 競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出

① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。

② 提出場所 第3(1)に同じ。

③ 提出部数 各1部

④ 提出方法 持参すること。

⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

第5 仕様書公開の日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 第3(1)に同じ。

(3) 仕様書に対する質問書は、質疑の有無にかかわらず、下記期限までに提出するものとする。

① 質問書提出期限 別表（入札日程）のとおりとする。

② 質問書提出場所 第3(1)に同じ

③ 質問書提出方法 質問書の提出は、持参によることとし、郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。

(4) 質問書に対する回答は、別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、総務課入札審査室にて閲覧に供する。

第6 入札の方法

(1) 競争参加資格者は、天理市建設工事執行規則（昭和48年2月天理市規則第4号）第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに郵便により提出しなければならない。

(2) 入札書の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし、表側に工事名及び入札者名を記載した上で、内訳書とともに外封筒に入れなければならない。

(3) 外封筒の表面に開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名等の必要事項を記入した郵便入札送付票を貼付しなければならない。

(4) 前各項に規定する方法により入札書を送付しなかったとき又は入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第7 入札書の到着期限日及び送付先

(1) 到着期限日 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 入札書の送付先 日本郵便㈱ 天理郵便局 留
天理市役所総務部総務課入札審査室 行

第8 開札日時及び場所

(1) 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。

(2) 場 所 天理市川原城町605番地

天理市役所 3 階 334会議室

第9 落札者の決定方法

- (1) 入札の回数は、1 回とする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年 8 月天理市規則第22号）第 6 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し、かつ、最低制限価格を下回らない有効な入札を行った者を落札者とする。決定後、落札者にその旨を通知するとともに、入札結果は総務課入札審査室で公表する。

落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

第10 その他

- (1) 入札保証金及び契約保証金

① 入札保証金 免除

② 契約保証金 契約保証金額は第 1（7）①、②ならびに③の各々について、請負金額の10分の 1 以上とし、保証方法等詳細については天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第 4 号）第 13条に規定する契約書に定めるとおりとする。

- (2) 入札の無効

本入札説明書に規定した競争参加資格が認められていない者のなした入札、第 2 に定める競争参加資格がない者のなした入札、第 6 に定める入札の方法によらない入札、本市に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札並びに仕様書及び天理市建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第12 問い合わせ先

天理市役所 総務部総務課 入札審査室

電話番号 0743-63-1001 内線 332

第13 その他

詳細は、入札説明書による。

別表（入札日程）

道路改良工事 北大路線（H27）、（H28）、小路南池	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付	平成28年 8 月 4 日（木）から 平成28年 8 月23日（火）まで 天理市ホームページからダウンロードできます。
申請書の提出期間 仕様書の公開日	平成28年 8 月 4 日（木）から 平成28年 8 月23日（火）まで 申請書等の様式は、天理市ホームページからダウンロード できます。
質問書の提出期限	平成28年 8 月25日（木）まで <u>質問書の提出は、質問がない場合も必ず必要です。</u>
競争参加資格確認 の結果の通知日	平成28年 9 月 2 日（金）
質問書への回答日	平成28年 9 月 2 日（金）
競争参加資格がないとした 場合の説明要望書提出期限	平成28年 9 月 6 日（火）
競争参加資格がないとした 場合の当該理由の回答日	平成28年 9 月 9 日（金）
入札書到着期限日	平成28年 9 月13日（火）
開札の日時	平成28年 9 月14日（水） 午前 9 時30分
くじを行う場合の日時	平成28年 9 月14日（水） 午前11時

上記の期間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前 9 時から午後 5 時まで（正午から午後 1 時までを除く。）とする。

（平成28年 8 月 5 日揭示済）

天理市公告第39号

指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所の指定について

平成28年 5 月 1 日付をもって下記の者を、指定地域密着型サービス事業所・指定地域密着型介護予防サービス事業所として指定したので、介護保険法（平成 9 年法律第123号）第78条の11及び第115条の20の規定により公告する。

平成28年 8 月 5 日

天理市長 並 河 健

記

事業所番号		2973100569
事業所の名称		デイサービスセンター 絆
事業所の所在地		奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘 3 丁目35番地 1
申請者	名 称	株式会社 Serise
	主たる事務所の所在地	奈良県北葛城郡上牧町桜ヶ丘 3 丁目35番地 1
	代表者の氏名	岡田 静枝
	代表者の住所	生駒市東山町4 2 3番18 パラッツオエテルノ 2 0 2
指定年月日		平成28年 6 月20日
サービスの種類		地域密着型通所介護

教育委員会

(平成28年 7 月29日揭示済)

天教告示第11号

平成28年 8 月 4 日午前10時から 8 月定例教育委員会を天理市役所に招集する。

平成28年 7 月29日

天理市教育委員会
教育長 森 継 隆

農業委員会

(平成28年 7 月28日揭示済)

天農委告示第 8 号

平成28年 8 月 5 日午後 2 時から、下記事項を付議するため天理市農業委員会を天理市役所に招集する。

平成28年 7 月28日

天理市農業委員会
会長 藏 本 純 次

- 議案第 1 号 農地法第 3 条に関する許可申請について
議案第 2 号 農地法第 4 条に関する許可申請について
議案第 3 号 農地法第 5 条に関する許可申請について
議案第 4 号 農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画について
議案第 5 号 その他

- ①市街化区域の専決処分について（報告）
②生産緑地地区の取得の斡旋依頼について
③相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について

公営企業

(平成28年 7 月11日揭示済)

天理市上下水道局公告第24号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 7 月11日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
天理北第 1 処理分区	石上町の一部

(平成28年 7 月13日 揭示済)

天理市上下水道局公告第25号

一般競争入札について

建設工事の請負について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第2項及び第167条の6第1項の規定により公告する。

平成28年 7 月13日

天理市上下水道事業管理者

藤 田 俊 史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 工 事 名 重要給水施設配水管改良工事（1-51工区）
(2) 工事場所 天理市豊田町・豊井町地内
(3) 工事概要 仮設管布設工
 φ200mm仮設管 L=453.7m
 本設管布設工
 φ300mmDIP L=827.9m
 φ150mmDIP L= 30.4m
 給水管布設工
 給水装置 3箇所
 付帯工 一式
(4) 工 期 平成29年 3 月20日まで
(5) 予定価格 114,696,000円
 (消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
(6) 低入札価格調査
 低入札調査基準価格（以下「調査基準価格」という。）の設定を行い、低入札価格
 調査の結果、契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められた
 ときは、落札者とならない場合がある。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局（以下「局」という。）に対して、天理市建設工事執行規則（昭和48年 2 月天理市規則第4号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格審査において土木一式工事の資格を有する建設業者（市内に本店又は営業所（建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定するもののうち本店を除いたものであり、かつ、当該営業所が局に対する入札参加資格を有するものに限る。）を有するもの）であって、次の(2)から(4)までに掲げる条件を全て満たし、かつ、この工事に係る競争入札参加資格の確認を受けた者であること。
(2) 次の条件を全て満たしていること。
① 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
② 建設業法第15条の規定による特定建設業の許可を、土木工事業について受けている者であること。
③ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書（審査基準日が、本入札参加資格確認申請書の提出締切日より1年7箇月前までの直近のもの）における土木一式工事の総合評定値を有する者であること。
④ 局が平成28年 7 月 1 日に発表した建設工事請負業者格付表（平成28年度）において土木一式工事の格付がA1等級に位置づけされている者であること。
⑤ 建設業法第15条の規定による建設業の許可を、水道施設工事業について受けている者であること。
⑥ 本競争入札参加資格の確認時点及び本入札の開札日までの間において、局から入札参加停止措置を受けていない者であること。
⑦ 本工事の仕様書に対する質問を、書面（様式は自由とする。以下「質問書」という。）により提出した者であること。
⑧ 局に対して不誠実な行為のない者であること。
⑨ その他詳細は、入札説明書による。
(3) 次の条件を満たす配置予定技術者をこの工事を行う期間中、1名専任で配置できること。
① 1級土木施工管理技士又はそれと同等以上の資格を有する者
② 入札の申し込みのあった日以前に3箇月以上の雇用関係にある者
③ 監理技術者を置くことが必要な工事にあつては、土木工事業の「監理技術者資格者証」及び「監理技術者講習終了証」の交付を受けている者又はこれに準ずる者
(4) 次に掲げる当該設計業務の受託者と資本又は人事面において関連がある者でないこと。
名 称 (株) 森エンジニアリング 奈良営業所
所在地 奈良県桜井市朝倉台東5-667-12

第3 入札担当部課

〒632-8558

天理市川原城町600番地10

天理市上下水道局 総務課 庶務係
電話番号 0743-63-1001 内線838

第4 入札説明書の交付

- ① 交付期間 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 交付場所 第3に同じ。
局ホームページからダウンロード可能

第5 競争入札参加資格の確認等

- (1) 本競争入札への参加希望者は、第2に掲げる資格を有することを証明するため、競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）を次の(2)のとおり提出すること。
- (2) 申請書及び資料の提出
 - ① 提出期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出部数 各1部
 - ④ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）

第6 仕様書の公開及び仕様書に対する質問

- (1) 仕様書の公開
 - ① 公開期間 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 公開場所 第3に同じ。
- (2) 仕様書に対する質問書の提出等
質疑の有無にかかわらず提出すること。
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 提出場所 第3に同じ。
 - ③ 提出方法 持参すること。（郵送、宅配便等による送付又は電送によるもの等は認めない。）
 - ④ 回 答 別表（入札日程）のとおり回答書を発送するとともに、局総務課にて閲覧に供する。

第7 入札書等の提出等

- (1) 第5に掲げる申請書及び資料の提出により本競争入札参加資格を有することの確認を受けた者（以下「競争入札参加資格者」という。）は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書（様式2号）及び請負代金内訳書（工事費内訳書。以下「入札書等」という。）を次のとおり提出すること。
 - ① 入札書等に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社 天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により提出すること。
 - ② 入札書等の郵送に際しては、封筒は二重封筒とし、中封筒に入札書1通を入れ封かんし表側に工事名及び入札者名を記載した上で、工事費内訳書とともに外封筒に入れること。
 - ③ 外封筒の表面に、開札日、工事名、住所又は所在、商号又は名称、代表者氏名を記入した「郵便入札送付票」を貼付すること。
- (2) 入札書等の提出
 - ① 提出期限日 別表（入札日程）のとおりとする。
 - ② 送 付 先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- (3) 入札書等を送付した後、入札書等の提出期限日までの間は、書面を届け出ることにより入札を辞退することができる。
- (4) 競争入札参加資格者が、入札書等を送付しなかったとき又は入札書等が提出期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。

第8 開札

- ① 日 時 別表（入札日程）のとおりとする。
- ② 場 所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室

第9 落札者の決定

- (1) 入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則（昭和40年8月天理市規則第22号）第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札者（調査基準価格を下回る入札を行った者の場合は、「落札候補者」という。次の(3)において同じ。）とする。
- (3) 落札者となるべき入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定する。
ただし、この場合においてくじを辞退することはできないものとする。
- (4) 落札候補者については、次によるものとする。
 - ① 工事費内訳書に記載された経費が、天理市上下水道局建設工事に係る低入札価格調査制度に関する取扱要領（以下「要領」という。）別紙失格判断基準(3)イに規定する基準経費を下回った場合は

- 、失格とする。
- ② 要領に基づき低入札価格調査を行い、落札者を決定する。
- ③ 調査基準価格を下回る入札をした者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。

第10 入札の無効

本競争入札に係る入札説明書に規定した競争入札参加資格が認められていない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書、仕様書及び天理市上下水道局建設工事郵便入札試行要領において示した入札条件等に違反した入札は無効とする。

第11 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免 除
- (2) 契約保証金 金額については、契約金額の10分の1以上とし、保証方法等については、天理市建設工事執行規則第13条に規定する建設工事請負契約書に定めるとおりとする。

第12 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第13 問い合わせ先

第3に同じ。

別表 (入札日程)

重要給水施設配水管改良工事 (1-51工区)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成28年 7 月13日 (水) から 平成28年 7 月22日 (金) まで
申請書の提出期間 仕様書の公開期間	平成28年 7 月13日 (水) から 平成28年 7 月22日 (金) まで
質問書の提出期限日	平成28年 7 月26日 (火)
競争入札参加資格の確認結果の通知日	平成28年 7 月28日 (木)
質問書への回答日	平成28年 7 月28日 (木)
競争入札参加資格がないとした場合の 説明要望書提出期限日	平成28年 8 月 2日 (火)
競争入札参加資格がないとした場合の 当該理由の回答日	平成28年 8 月 4日 (木)
入札書提出期限日	平成28年 8 月 9日 (火)
開札の日時	平成28年 8 月10日 (水) 午前10時
くじを行う場合の日時	平成28年 8 月10日 (水) 午後 2時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成28年 7 月20日 掲示済)

天理市上下水道局告示第10号

天理市指定給水装置工事事業者の指定について

平成28年 7 月20日付をもって下記の者を天理市指定給水装置工事事業者として指定したので告示する。

平成28年 7 月20日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定給水装置工事事業者

商 号 STS設備工業

代表者 吉村 仁志

住 所 天理市永原町73-20

(平成28年 8 月 5日 掲示済)

天理市上下水道局告示第26号

一般競争入札について

下記の業務委託契約について、次のとおり一般競争入札に付すので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

平成28年 8 月 5 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

第1 競争入札に付する事項等

- (1) 業務委託名 下水道管路施設点検調査及び管路清掃業務委託 (No. 3)
- (2) 業務委託場所 天理市三島町他
- (3) 業務概要 管路調査工 L=4,013m
TVカメラ調査 管渠径φ800mm以上 L=364m
TVカメラ調査 管渠径φ800mm未満 L=3,565m
衝撃弾性波調査 管渠径φ800mm未満 L=84m
管渠内洗浄工 L=3,565m
マンホール目視点検 N=121箇所
マンホール蓋目視点検 N=87箇所
報告書作成 1式
下水道台帳システム入力用データ作成 1式
- (4) 履行期限 平成28年12月28日まで
- (5) 予定価格 12,792,600円
(消費税及び地方消費税に相当する額を含む。)
- (6) 低入札調査基準価格 (以下「調査基準価格」という。) 設定有り。
- (7) 低入札失格基準価格 (以下「失格基準価格」という。) 設定有り。

第2 競争入札参加資格

- (1) 天理市上下水道局 (以下「局」という。) に対して入札参加資格審査申請書 (物品購入、役務の提供等) において「下水道管路調査」及び「下水道管路清掃」を提出し、登録を受けた業者であって、次の(2)及び(3)に掲げる条件を全て満たした者であること。
- (2) 次の条件を全て満たしていること。
- ① 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。
 - ② 過去5年以内 (平成23年4月1日から公告日まで。以下同じ。) に同種業務 (国又は地方公共団体 (公社、公団及び独立行政法人を含む。)) が発注した下水道管路の本管TVカメラ調査業務で、調査記録表の作成を含む調査延長L=2km以上のもの。履行期間中のものでも可。以下同じ。) の受託実績を1件以上、又は、同種業務を建設コンサルタント等からの再委託業務 (再委託のみ) として2件以上受託した実績を有する者であること。
 - ③ 本件の開札日及び本競争入札参加資格確認時点までの間において、局より入札参加停止の措置を受けていない者であること。
 - ④ 他詳細は、入札説明書による。
- (3) 次の条件を満たす技術者を本業務の履行期間中配置できること。
- ① 管理技術者として、酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者の資格を有する者で、過去5年以内に管理技術者として同種業務に従事した実績を有する者
 - ② 管理技術者は、入札の参加申込みのあった日以前に3ヶ月以上の雇用関係にある者

第3 入札手続等

- (1) 担当部課
〒632-8558
天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 下水道課 事業係
電話番号 0743-63-1001 内線 337
- (2) 入札説明書の交付期間及び場所
- ① 交付期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
 - ② 交付場所 (1) に同じ。
- (3) 競争入札参加申込書の提出の期間、場所及び方法
- ① 提出期間 別表 (入札日程) のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1) に同じ。
 - ③ 提出部数 1部
 - ④ 提出方法 持参すること。
- (4) 仕様書公開の日時及び場所
- ① 日 時 別表 (入札日程) のとおりとする。
 - ② 場 所 (1) に同じ。
- (5) 仕様書に対する質問書は、下記期限までに提出するものとする。(質疑がない場合は、提出の必要はありません。)
- ① 提出期限 別表 (入札日程) のとおりとする。
 - ② 提出場所 (1) に同じ。

- ③ 提出方法 質問書は、持参又は郵送により提出するものとする。(郵送による場合は、提出期限を過ぎて到着したものは無効とする。)
- (6) 質問書に対する回答は、質問があった場合のみ別表(入札日程)のとおり入札参加者全員に回答書をFAXで送付するとともに、下水道課にて閲覧に供する。
- (7) 競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料(以下「申請書及び資料等」という。)の提出期限日及び送付先
- ① 提出期限 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- ③ 提出部数 各1部
- ④ 提出方法 入札書の送付時において外封筒に同封とする。
- ⑤ 作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。
- (8) 競争入札参加者は、天理市建設工事執行規則第8条に規定する入札書に必要事項を記入し、記名押印した上で、日本郵便株式会社天理郵便局留の一般書留郵便又は簡易書留郵便のいずれかの方法により指定された到着期限までに提出しなければならない。入札書が到着期限日までに到着しなかったときは、入札を辞退したものとみなす。
- (9) 入札書の到着期限日及び送付先
- ① 到着期限日 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 入札書の送付先 〒632-8799
日本郵便株式会社 天理郵便局 留
天理市上下水道局 総務課 行
- (10) 開札日時及び場所
- ① 日時 別表(入札日程)のとおりとする。
- ② 場所 天理市川原城町600番地10
天理市上下水道局 2階大会議室
- (11) 開札の傍聴
開札の傍聴を希望する場合は、競争入札参加申込書受付票(申込書受付時に交付)及び印鑑を持参の上、開札時間の15分前までに天理市上下水道局下水道課で受付を行うこと。なお、傍聴を代理人に委任される場合は、委任状及び代理人の印鑑を持参すること。

第4 競争入札参加資格の確認

競争入札参加者は入札説明書に定めるところにより、提出期限までに第3(4)の提出方法により申請書及び資料等を提出し、開札後、落札候補者は競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

第5 落札者の決定

- (1) 本入札の執行回数は、1回限りとする。
- (2) 天理市契約規則(昭和40年8月天理市規則第22号)第6条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の入札書記載金額を提示し有効な入札を行った者を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち落札者を決定するものとする。
- (3) 落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。くじの対象となった者には、入札執行者より対象となった旨を連絡し、くじを行う日時と場所を通知する。
- (4) 調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、前2号にかかわらず、下記によるものとする。
- ① 調査基準価格を下回る入札を行った者(失格基準価格を下回る入札を行った者を除く。)を落札候補者とし、競争入札参加資格の確認を行ったのち、低入札価格調査を行い落札者を決定するものとする。
- ② 調査基準価格を下回る入札を行った者は、予定価格の範囲内で最低の入札金額であっても、必ずしも落札者とならない場合がある。
- (5) 失格基準価格を下回る入札を行った者は失格とする。

第6 その他

- (1) 入札の無効等
本入札説明書に規定した競争入札参加資格がない者のなした入札、第2に定める競争入札参加資格がない者のなした入札、本局に対し虚偽の記載をした申請書又は資料を提出した者のなした入札、並びに入札説明書及び仕様書において示した入札条件に違反した入札は無効とする。
- (2) 入札中止条件
この入札手続執行途中で、入札参加可能者が皆無となった場合又は開札時に入札参加者が皆無となった場合は、その段階で入札手続又は入札を中止する。
- (3) 入札結果の公表等
落札者決定後、競争入札参加者に対し入札結果通知書をもってその結果を通知するとともに、入札結果を総務課庶務係で公表する。

(4) 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金 免 除
② 契約保証金 天理市契約規則第17条から第19条の規定による。

第7 入札公告の掲示場所

天理市役所 掲示場

第8 問い合わせ先

天理市上下水道局 下水道課 事業係

電話番号 0743-63-1001 内線 337

別表 (入札日程)

下水道管路施設点検調査及び管路清掃業務委託 (No. 3)	
事 項	期 間 等
入札説明書の交付期間	平成28年 8 月 5 日 (金) から 平成28年 8 月19日 (金) まで 天理市上下水道局ホームページからダウンロードで きます。
競争入札参加申込書の 提出期間仕様書の公開期間	平成28年 8 月 8 日 (月) から 平成28年 8 月19日 (金) まで
質問書の提出期限	平成28年 8 月23日 (火)
質問書への回答日	平成28年 8 月26日 (金)
競争入札参加資格確認書等 の提出期限日	平成28年 9 月 1 日 (木)
入札書到着期限日	
開札の日時	平成28年 9 月 2 日 (金) 午前10時

上記の期間・期限は、土曜日、日曜日、及び国民の祝日を除く午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

(平成28年 8 月 4 日 掲 示 済)

天理市上下水道局告示第27号

平成28年度下水道事業受益者負担金賦課対象区域について

天理都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和45年 3 月天理市条例第 1 号）第 7 条の規定により、負担金を賦課しようとする区域を次のように定める。

平成28年 8 月 4 日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

記

排水区域の名称	負担金を賦課しようとする区域（町名）
櫛本北第4処理分区	櫛本町の一部

(平成28年 8 月17日 掲 示 済)

天理市上下水道局公告第28号

天理市指定下水道工事店の指定について

平成28年 8 月17日付をもって下記の者を天理市指定下水道工事店として指定したので公告する。

平成28年 8 月17日

天理市上下水道事業管理者
藤 田 俊 史

天理市指定下水道工事店

商 号 (有) シラキ設備

代表者 白記 秀好

住 所 奈良県北葛城郡広陵町南郷243